

岐阜市
指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券
販売店マニュアル

岐阜市

令和 8 年 2 月
改訂 令和 8 年 3 月

目 次

第 1	指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の種類等 . . . 1
1	指定ごみ袋の種類
2	JANコード
3	指定ごみ袋等の規格
第 2	事務の内容 5
1	事務の流れ（概要）
2	具体的事務
第 3	指定ごみ袋等の適正管理 13
第 4	その他 15
第 5	お問い合わせ先 16

第1 指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の種類等

1 指定ごみ袋の種類

指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券販売店（以下「販売店」という。）の皆様には、以下の指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）を「**全9種類**」取扱っていただきます。

なお、指定ごみ袋等の種類、一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）は以下のとおりです。

- ・必ず手数料と同額で販売してください。販売額を変更してはいけません。
（別途、消費税及び地方消費税を徴収することはできません。）
- ・家庭系普通ごみ袋及び事業系普通ごみ袋は、バラ売りはできません。
必ず10枚1組で販売してください。

種 類		市民への 販売単位	【販売額】 1単位あたりの 手数料
指定ごみ袋 (税込)	家庭系普通ごみ袋 (45L 相当)	1 組 (10 枚入)	500 円
	家庭系普通ごみ袋 (30L 相当)		330 円
	家庭系普通ごみ袋 (15L 相当)		160 円
	事業系普通ごみ袋 (45L 相当)		500 円
	粗大ごみ処理袋 (直接搬入用)	1 枚	210 円
	粗大ごみ処理袋 (戸別収集用)		420 円
処理券 (税込)	粗大ごみ処理券 (100 円)	1 枚	100 円
	粗大ごみ処理券 (210 円)		210 円
	粗大ごみ処理券 (420 円)		420 円

2 JANコード

種 類	JAN コード
家庭系普通ごみ袋 (45L 相当)	45 80832 95001 9
家庭系普通ごみ袋 (30L 相当)	45 80832 95002 6
家庭系普通ごみ袋 (15L 相当)	45 80832 95003 3
事業系普通ごみ袋 (45L 相当)	45 80832 95004 0
粗大ごみ処理袋 (直接搬入用)	45 80832 95005 7
粗大ごみ処理袋 (戸別収集用)	45 80832 95006 4
粗大ごみ処理券 (100 円券)	45 80832 95007 1
粗大ごみ処理券 (210 円券)	45 80832 95008 8
粗大ごみ処理券 (420 円券)	45 80832 95009 5

3 指定ごみ袋等の規格

(1) 指定ごみ袋等の形状・寸法

種 類	形状	厚さ	全長	仕上幅
家庭系普通ごみ袋（45L 相当）	U形袋 （レジ袋型）	0.03mm	800mm	450mm （マチ付き）
家庭系普通ごみ袋（30L 相当）	U形袋 （レジ袋型）	0.03mm	700mm	400mm （マチ付き）
家庭系普通ごみ袋（15L 相当）	U形袋 （レジ袋型）	0.03mm	560mm	300mm （マチ付き）
事業系普通ごみ袋（45L 相当）	平袋	0.03mm	800mm	650mm
粗大ごみ処理袋（各種類）	平袋	0.05mm	800mm	650mm
粗大ごみ処理券（各種類）	シール	70mm × 135mm		

(2) 外包装の形状・寸法（目安）

種 類	形状	縦	横
家庭系普通ごみ袋（45L 相当）	平袋	305mm	250mm
家庭系普通ごみ袋（30L 相当）	平袋	280mm	225mm
家庭系普通ごみ袋（15L 相当）	平袋	230mm	190mm
事業系普通ごみ袋（45L 相当）	平袋	390mm	260mm
粗大ごみ処理袋（各種類）	平袋	390mm	260mm
粗大ごみ処理券（各種類）	平袋	190mm	120mm

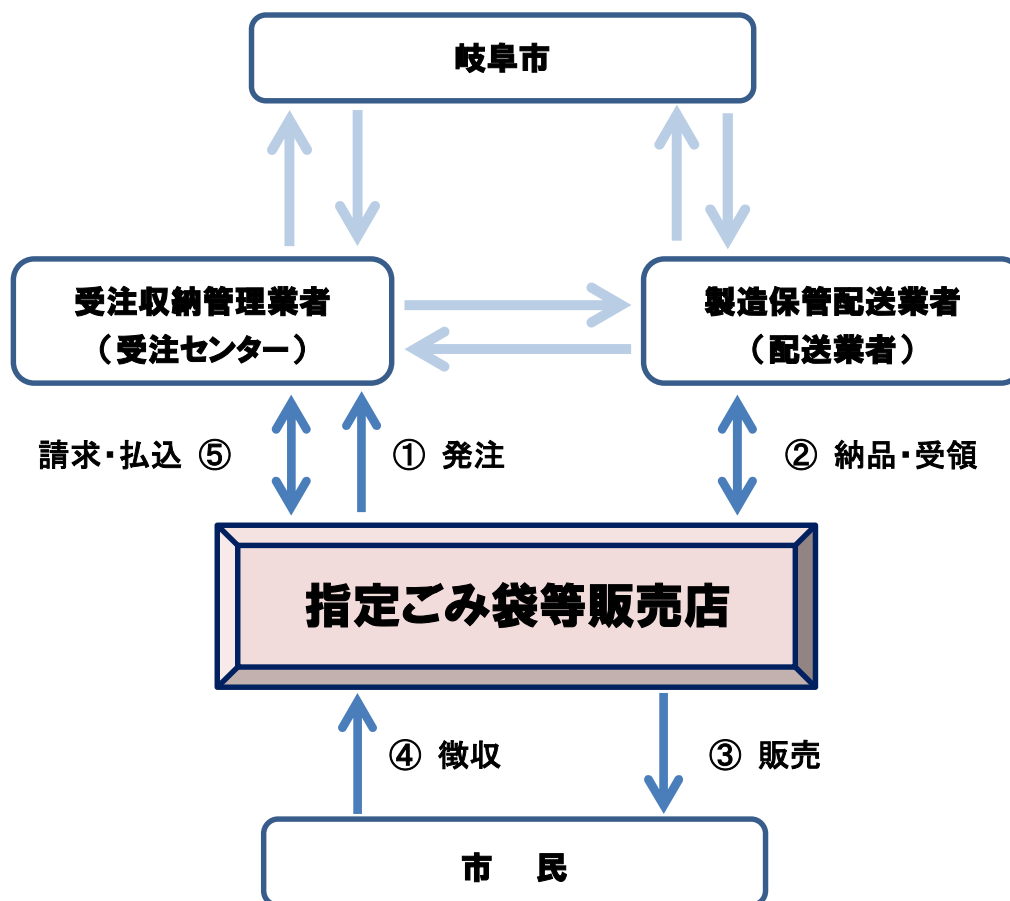
(3) 外箱（段ボール）についての寸法（目安）

種類	幅(W)	高さ(H)	奥行(D)
家庭系普通ごみ袋（45L 相当）	440mm	180mm	250mm
家庭系普通ごみ袋（30L 相当）	390mm	180mm	225mm
家庭系普通ごみ袋（15L 相当）	320mm	180mm	175mm
事業系普通ごみ袋（45L 相当）	350mm	250mm	230mm
粗大ごみ処理袋（直接搬入用）	350mm	50mm	225mm
粗大ごみ処理袋（戸別収集用）			
粗大ごみ処理券（100 円）	380mm	220mm	160mm
粗大ごみ処理券（210 円）			
粗大ごみ処理券（420 円）			

※発注については、7 ページをご確認ください。

第2 事務の内容

1 事務の流れ（概要）



- ① 販売店は、岐阜市が委託する受注収納管理業者（以下、「受注センター」という。）へ、指定ごみ袋等を発注します。
- ② 受注センターから配送指示を受けた製造保管配送業者（以下「配送業者」という。）から配送された指定ごみ袋等の種類・数量を確認し、配送業者と納品・受領に関する書類を交わします。
- ③ 指定ごみ袋等を販売し、在庫管理を適正に行ってください。
- ④ 販売代金を市民から徴収します。
- ⑤ 受注センターから送付された請求内容通知書を確認した上、口座振替または振込により払込みます。

2 具体的事務

(1) 指定ごみ袋等の発注及び受領

○指定ごみ袋等の発注

指定ごみ袋等の発注は、販売店から受注センターへ、ファックス又はインターネットにより行います。ただし、ファックス等がない販売店やファックス等が故障した場合など、やむを得ない場合に限り、電話による発注を行うことができます。

ファックス及びインターネットでの発注は、受注センターで 365 日 24 時間受け付けます。

電話での発注は、緊急時を除き、原則として年末年始（12/29～1/3）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜から金曜までの午前9時から午後5時までとします。

なお、スケジュールの詳細は、各販売店へ配布される配送カレンダーをご参照ください。

◆指定ごみ袋の発注先（令和8年6月1日～令和12年2月28日）

指定ごみ袋受注センター（株式会社 G-Place）

F A X 番号 : 0120-53-2962

フリーダイヤル : 0120-53-2965

※上記期間後の発注先は変更となる場合があります。

※インターネットでの発注を希望する場合は、事前に登録が必要です。登録を希望する場合は受注センターにご連絡ください。また、発注方法については、受注センターから別途送付される「マートビューア 操作マニュアル」をご覧ください。

※注文のキャンセルおよび変更をしたい場合、締め日までは、キャンセル、変更は可能です。締め日以降は受け付けておりません。

○発注単位等

指定ごみ袋等は、9種類すべてを取扱っていただく必要があります。

指定ごみ等袋を発注する単位は、下記のとおり、1箱または1締単位とします。

1種類を1単位発注した場合の差引払込額等は、以下のとおりです。

袋等の種類	発注単位	1単位あたりの 手数料相当額	販売手数料 (5.5%税込)	差引払込額※
家庭系普通ごみ袋（45L相当）	1箱 (50組× 10枚入)	25,000円	1,375円	23,625円
家庭系普通ごみ袋（30L相当）		16,500円	907円	15,593円
家庭系普通ごみ袋（15L相当）		8,000円	440円	7,560円
事業系普通ごみ袋（45L相当）		25,000円	1,375円	23,625円
粗大ごみ処理袋（直接搬入用）	1箱 (5組× 10枚入)	10,500円	577円	9,923円
粗大ごみ処理袋（戸別収集用）		21,000円	1,155円	19,845円
粗大ごみ処理券（100円）	1締 (10組× 10枚入)	10,000円	550円	9,450円
粗大ごみ処理券（210円）		21,000円	1,155円	19,845円
粗大ごみ処理券（420円）		42,000円	2,310円	39,690円

※差引払込額は、納品時に支払う必要はありません。納品実績を基に月末締めで

算出しますので、受注センターから送付される請求内容通知書を確認の上、

納品日の翌月20日（20日が土日祝の場合は翌営業日期限）までに口座振替または振込にて払込みしてください。

○配送

配送は、原則として毎週水曜日

(祝日の場合は前営業日、年末年始(12/29~1/3)を除く)

12:00(正午)で締め切りとし、翌週に配送します。

配送先は、販売店または、複数の店舗を統括している部署が指定した場所になり、岐阜市内及び隣接市町内です。

発注と発送の概要

発注方法		ファックス	インターネット	電話
発注可能日		年中無休		月曜日から金曜日 (祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)
発注時間帯		24時間	24時間	午前9時から午後5時
受注センター の受付日時 と配送日	毎週水曜日 12:00まで	翌週に配送		
	毎週水曜日 12:00以降	翌々週に配送		

※配送日・配送時間帯の指定はできませんのでご了承ください。

受注センターの営業日及び配送予定について、
詳しくは別途送付する「配送カレンダー」をご確認ください。

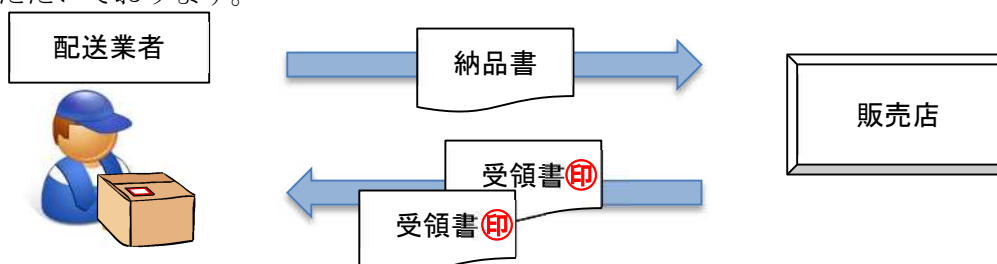
○指定ごみ袋等の受領

配送業者から指定ごみ袋等が配送された場合は、納品書を受け取り、**種類・箱数に誤りがないか必ず確認してください**。その際、受領書2部(業者控え及び岐阜市控え)は、受領印を押し配送業者に渡してください。

受領印は原則として、会社印、店舗印、受領者の個人印などで対応してください。やむを得ず署名(サイン)で対応する場合は、第三者にも読み取れるように署名してください。

指定ごみ袋等の配送時に、不在などの理由で受領できなかった場合は、配送業者より電話連絡します。発注後は、受領できる体制を整えておいてください。

なお、本品(指定ごみ袋等)は、手数料の納付証としての性質を有するものです。金券類に準ずる重要物品であるため、紛失・盗難防止の観点から**対面による受け渡しを必須**とさせていただきます。



(2) 指定ごみ袋等の販売

○指定ごみ袋等の販売

市民へ指定ごみ袋等を販売します。

販売金額・販売単位は、**第1 指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の種類等**（1 ページ参照）の表のとおりです。

全て税込みで販売してください。

家庭系普通ごみ袋及び事業系普通ごみ袋は、バラ売りできません。

○領収書（レシート）の交付

レシートには、品目として「岐阜市一般廃棄物処理手数料」または「岐阜市指定ごみ袋」、「岐阜市粗大ごみ処理券」であることが分かるようにしてください。

手書きの領収書を発行する場合も、ただし書きを「岐阜市一般廃棄物処理手数料」または「岐阜市指定ごみ袋」、「岐阜市粗大ごみ処理券」としてください。

また、インボイスが必要な方には、インボイスに対応したレシート等を発行してください。

※指定ごみ袋等の販売にあたっての注意事項

- ① **市民から別途消費税及び地方消費税を徴収することはできません。**他の商品との一括合計も可能ですが、レジスターの設定にあたっては十分注意してください。
- ② 指定ごみ袋等の価格は、条例で定める手数料ですので
販売店が値引きしての販売や景品等として無料配布することはできません。
- ③ 製造業者の製造過程又は、配送業者の保管・配送過程における汚れや破損により、市民へ販売することが不都合な指定ごみ袋等については、受注センターへ連絡してください。
- ④ 販売後に、市民から不良品の持ち込みがあった場合は、新しい指定ごみ袋等と交換してください。不良品は、配送業者が回収しますので保管しておいてください。
(不良品の対応については 13、14 ページをご覧ください。)
- ⑤ インボイス制度により、販売店は、指定ごみ袋等により得られた金額を課税売上として計上する必要があります。なお、岐阜市から販売店へお支払いする販売手数料（繰替払分）も、課税売上として計上する必要があります。

(3) 手数料相当額の払込み

○払込み方法と請求内容通知書の送付

払込みの方法は、①口座振替または②振込用紙による払込みとします。

①**口座振替**は、岐阜市指定金融機関、収納代理金融機関及びネット銀行等で行うことができ、**振替にかかる手数料負担はありません。**

ご利用可能な銀行の詳細は、別途送付する口座振替依頼書をご確認ください。

②**振込用紙**による払込みにかかる**振込手数料は、販売店側の負担となります。**

毎月の配送実績（納品日ごと）をもとに、販売店の払込額（手数料相当額－販売手数料）を算出し、請求内容通知書（振込用紙による払込みを選択している場合は、請求内容通知書と振込用紙）を販売店が指定した場所へ送付します。

なお、①**口座振替**と②**振込用紙**による払込みの併用はできません。

◆販売手数料の算出計算式

$$\begin{aligned} \text{販売手数料} &= (\text{1箱(1締)あたりの手数料相当額} \times \text{納品数}) \\ &\times \text{販売手数料(5\%)} \times \text{消費税及び地方消費税(1.1)} \end{aligned}$$

◆払込額の計算例（納品日ごと）

家庭系普通ごみ袋（45L相当）1箱と家庭系普通ごみ袋（15L相当）1箱を納品した場合

○手数料相当額：	家庭系普通ごみ袋(45L相当) × 1箱(50組入) = 25,000円
△販売手数料	: 25,000円 × 5% × 1.1 = 1,375円
○手数料相当額：	家庭系普通ごみ袋(15L相当) × 1箱(50組入) = 8,000円
△販売手数料	: 8,000円 × 5% × 1.1 = 440円
○手数料相当額合計	: 33,000円
△販売手数料合計	: 1,815円
○差引払込額	: 33,000円 - 1,815円 = 31,185円

家庭系普通ごみ袋(45L相当)2箱と家庭系普通ごみ袋(15L相当)1箱を納品した場合

○手数料相当額：	家庭系普通ごみ袋(45L相当) × 2箱(50組入 × 2) = 50,000円
△販売手数料	: 50,000円 × 5% × 1.1 = 2,750円
○手数料相当額：	家庭系普通ごみ袋(15L相当) × 1箱(50組入) = 8,000円
△販売手数料	: 8,000円 × 5% × 1.1 = 440円
○手数料相当額合計	: 58,000円
△販売手数料合計	: 3,190円
○差引払込額	: 58,000円 - 3,190円 = 54,810円

○払込先

受注センターが指定する口座（振込用紙に記載）

○払込期限

受注センターから送付された請求内容通知書（翌月 5 営業日頃）を確認の上、**毎月 20 日まで（20 日が土日祝の場合は翌営業日期限）**に払込んでください。口座振替の場合は、残高不足にご注意ください。

残高不足等により**口座振替ができなかった場合は、再度の振替はできません**。この場合、受注センターから送付される振込用紙により納付していただくことになります。（振込手数料が別途必要となります。）

払込期限は厳守してください。納期限までに納付がない場合は、督促、指定ごみ袋等の配送停止、販売許可の取消等の措置を講じる場合があります。

○口座の新規登録および変更について

口座の新規登録および変更をしたい場合は受注センターへ連絡して申し込みください。なお、反映までに約 3 か月必要ですので、お早めに申し込みください。

例) 10 月 20 日分から別の口座での口座振替にしたいときは、

7 月 20 日頃までに口座の登録・変更の処理が必要となります。

注文から払込みまでの流れ



(4) インボイス（適格請求書）の取扱い

①岐阜市から販売店へのインボイス交付について

- 受注センターが岐阜市に代わりインボイスを交付します。
インボイスに記載される適格請求書発行事業者名は岐阜市です。
岐阜市の適格者番号は登録番号 T6-0000-2021-2016 です。
- 翌月の請求書送付時に一か月分の取引額をまとめてインボイスを交付します。
(納入明細も請求書とあわせて送付します。)
- インボイスは、納品のあった販売店に一律交付します。交付依頼は、必要ありません。

②販売店から市民（指定ごみ袋等購入業者）へのインボイス交付について

- 家庭用普通ごみ袋は、個人（一般家庭）がごみを排出する際に利用するものであり、消費税仕入税額控除の対象外であるため、インボイスの交付は不要です。
- 事業系普通ごみ袋は、事業者（個人事業主・法人）が事業で発生したごみを排出するために購入します。そのため、購入者からインボイスの交付を求められることがあります。適格請求書発行事業者として登録している販売店におかれましては、インボイス制度に則り、適切にインボイスを作成・交付してください。
※適格請求書発行事業者として登録していない販売店については、購入者に対してインボイスを交付できませんのでご注意ください。
- 粗大ごみの袋・券は、個人（一般家庭）と事業者（個人事業主・法人）が使用するため、事業者からインボイスの交付を求められることがあります。その際は、事業系普通ごみ袋と同様にご対応ください。

第3 指定ごみ袋等の適正管理

販売店には、「販売店指定証」（様式第5号 ステッカー）を送付しますので、必ず掲示してください。

※「販売店指定証」のデザインは、岐阜市ホームページで公開します。

- ・販売店は、9種類すべての指定ごみ袋等を取り扱っていただく必要がありますので、欠品が生じないよう常時在庫の状況に注意してください。
- ・発注の際は、在庫数を確認の上、受注センターに発注してください。
- ・指定ごみ袋等は、手数料の納付証として性質を有するものですので、管理には万全を期すようお願いいたします。
- ・配送業者から受領した後の指定ごみ袋等の破損、汚損、盗難、紛失等は販売店の責任で対応していただくこととなりますので、適正に保管してください。販売店において、指定ごみ袋等の破損、汚損等が生じた場合には交換に応じることはできません。

不良品の対応について

万が一、不良品があった場合は、速やかに受注センターへ

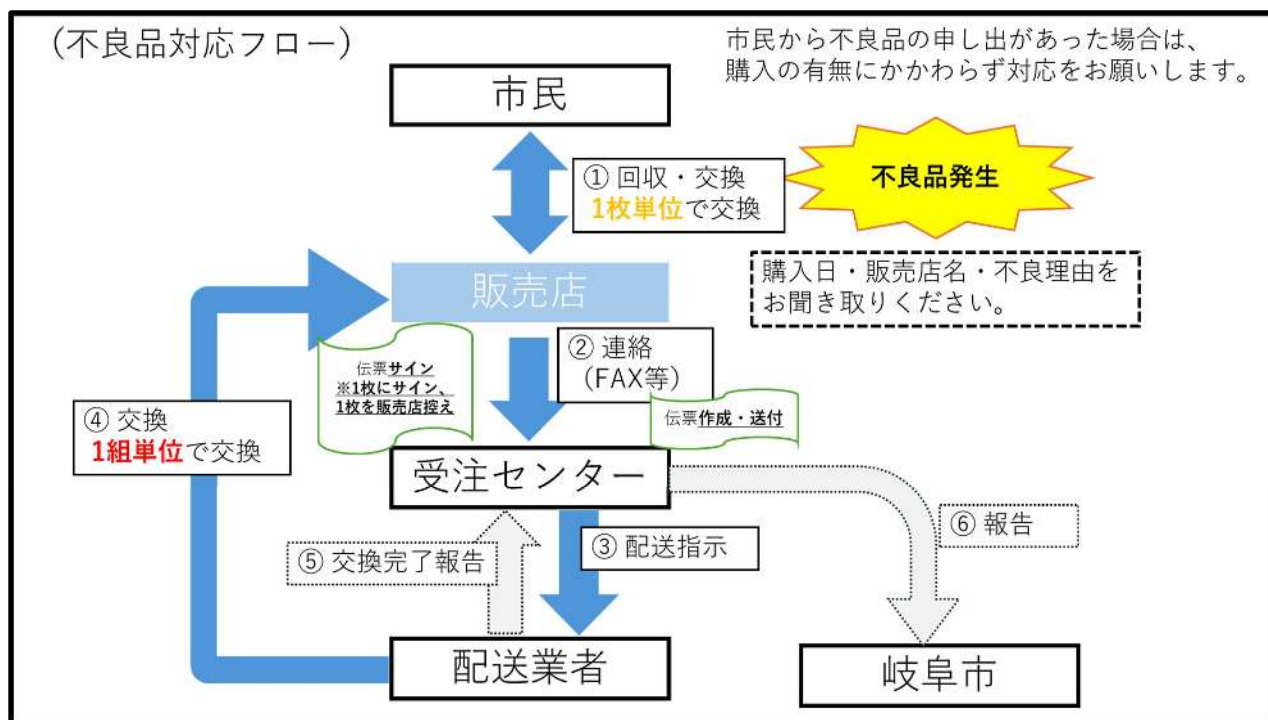
「岐阜市指定ごみ袋等交換請求書」（様式第8号）をFAX等で送付してください。

不良品の交換は1枚単位で行うことができますので、市民から1枚単位で交換の依頼があった場合は、未使用の指定ごみ袋等から交換する枚数を取り出し、不良品と交換してください。

また、他の販売店で購入されていた場合でも、交換対応をお願いいたします。

市民から回収した不良品は、配送業者が新しい指定ごみ袋等を配送するまでの間、適正に保管してください。

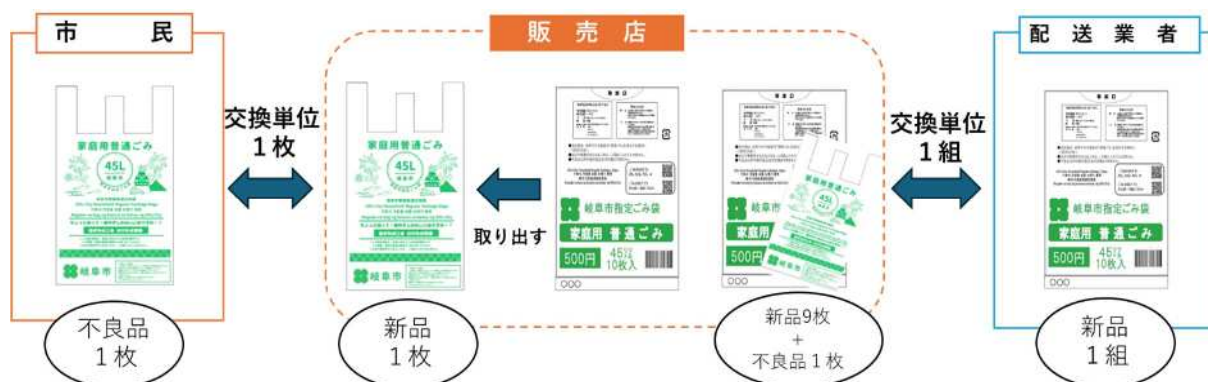
後日、配送業者が新しい指定ごみ袋等（1組単位）をお届けしますので、不良品と使用した残りの指定ごみ袋等を合わせて1組（10枚）として配送業者に渡してください。



(例) 市民が不良品を1枚だけ持ってきた場合

市民が不良品を1枚だけ持ってきた場合は、販売店にある未開封の指定ごみ袋から1枚だけ抜き出し、不良品の指定ごみ袋1枚と交換する。

市民が持ってきた不良品の1枚と新品の9枚を合わせて10枚1組の状態配送業者へ引き渡し、新しい指定ごみ袋1組と交換する。



第4 その他

1 指定と協定

(1) 遵守事項

販売店に遵守していただくことは、このマニュアルを含め以下のとおりです。
再度確認をお願いします。

- ・ 岐阜市指定ごみ袋等の販売店の指定等に関する取扱要綱
- ・ 岐阜市一般廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する協定書
(岐阜市指定ごみ袋等販売店指定(拒否)通知書(様式第4号)とともに送付します。)

(2) 岐阜市へ届出等が必要な場合

○申請事項の変更

申請事項に変更が生じた場合、速やかに

「岐阜市指定ごみ袋等販売店変更届」(様式第6号)を岐阜市に提出してください。

例) 代表者、住所、電話番号、配送先、請求先、店舗名称、
複数店舗ある場合の販売店の一部追加や廃止など

※ 納付方法(口座振替・振込用紙による払込み)の変更は受注センターへ

◆必要書類について

①店舗の追加または一部店舗の廃止(閉店)、住所・電話番号・店舗名称の変更があった場合

- ・ 岐阜市指定ごみ袋等販売店変更届(様式第6号)
- ・ 指定ごみ袋等販売店一覧表(様式第2号)
(販売店が複数ある場合。変更前・変更後をそれぞれ添付)

②代表者の変更があった場合

- ・ 岐阜市指定ごみ袋等販売店変更届(様式第6号)
- ・ 誓約書(様式第3号)
- ・ 協定書返信用封筒(返送先を記入し、140円分の切手を貼り付けしてください。)
- ・ 法人の場合 : 履歴事項全部証明書(写し)
- ・ 個人事業主の場合 : 市税に未納がないことを証する書類(原本)

○販売店の廃止

すべての販売店を廃止しようとする場合、90日前までに

「岐阜市指定ごみ袋等販売店廃止届」(様式第7号)を岐阜市に提出してください。

(3) 申請書様式等

各種申請や届出の様式については、岐阜市ホームページ

「岐阜市指定ごみ袋等販売店を募集します」からダウンロードできます。

<https://www.city.gifu.lg.jp/tetsuzuki/gomi/1037927.html>

岐阜市トップページ > 手続きに関する情報のお手軽検索 > ごみ・リサイクル >

岐阜市指定ごみ袋等販売店を募集します

第5 お問い合わせ先

販売業務に関すること

岐阜市役所 環境事業課 TEL 058-265-3915

指定ごみ袋等の発注・配送に関すること

請求内容に関すること

指定ごみ袋受注センター（株式会社 G-Place）

TEL 0120-53-2965